

資料 2



エネルギー多量使用事業者(自動車使用)向け 届出制度説明

令和4年12月9日(金曜日)

大阪府気候変動対策の推進に関する 条例にかかる特定事業者等向け説明会

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課

【読みあげ原稿(説明会時の実際の発言内容と異なる場合があります)】

●脱炭素・エネルギー政策課 脱炭素モビリティグループより、改正条例の自動車の使用に関する届出部分についてご説明します。

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（2021年3月策定）

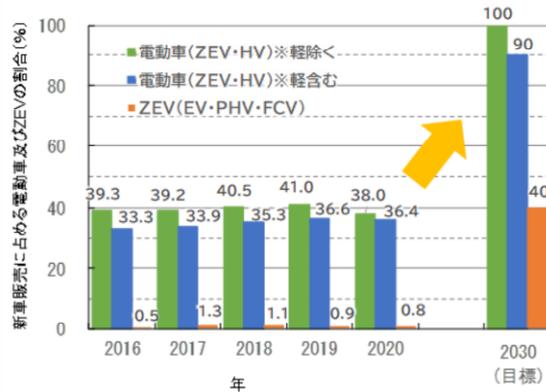
○「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、**2030年度の府域の温室効果ガス排出量を40%削減**（2013年度比）する目標を設定。府域の温室効果ガス排出量と密接なものととして取組指標を設定。

取組指標

2030年に

- 軽自動車を除く乗用車の新車販売に占める**電動車***の割合 **10割**
- 乗用車の新車販売に占める**電動車の割合** **9割**
- 乗用車の新車販売に占める**ゼロエミッション車の割合** **4割**

※電動車…ゼロエミッション車（ZEV、電気自動車【EV】、プラグインハイブリッド車【PHV】、燃料電池自動車【FCV】）及びハイブリッド車【HV】



国「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」
(2021年6月)

2035年までに乗用車新車販売で**電動車100%**を実現できるよう、包括的な措置を講じる。

乗用車の新車販売に占める電動車及びZEVの割合の推移(大阪府域)

●ご存じのとおり、自動車はガソリン等の燃料をエンジンで直接燃焼させるため、CO2等の自動車排出ガスが発生します。

●移動・輸送部門においても脱炭素化を進めるため、エネルギーを効率的に利用できる「電動車」の導入を促進しています。

●国は、2035年までに「乗用車の新車販売で電動車を100%にする」という目標をたてています。

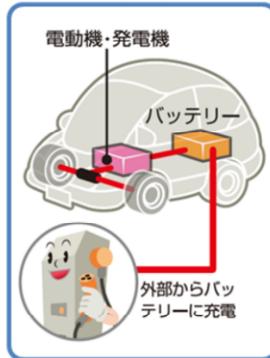
大阪府では、それを5年前倒しして、2030年に「軽自動車を除き100%」、その中でも、排気ガスを出さない「ゼロエミッション車を40%にする」という目標を定めました。

●しかし、現在の状況は電動車は40%程度、ゼロエミッション車は1%程度にとどまっており、皆様のご協力をいただき取り組みを進めていく必要があります。

電動車 (①～④の自動車) …

バッテリー(蓄電池)を搭載し、電気で走ることができる自動車。
エネルギーを効率よく利用できます。

①電気自動車 (EV)



②プラグインハイブリッド自動車(PHV)



③燃料電池自動車 (FCV)



④ハイブリッド自動車(HV)



①②③は排出ガス
ゼロで走行できるので
ゼロエミッション車

●さきほどからお話している「電動車」について、ここで簡単にご説明します。

●まず④のHVをご覧ください。ガソリン車に、モーターと発電機、バッテリーがついた自動車です。

従来のガソリン車と同じように使用でき、燃費もよいので普及が進みつつあります。

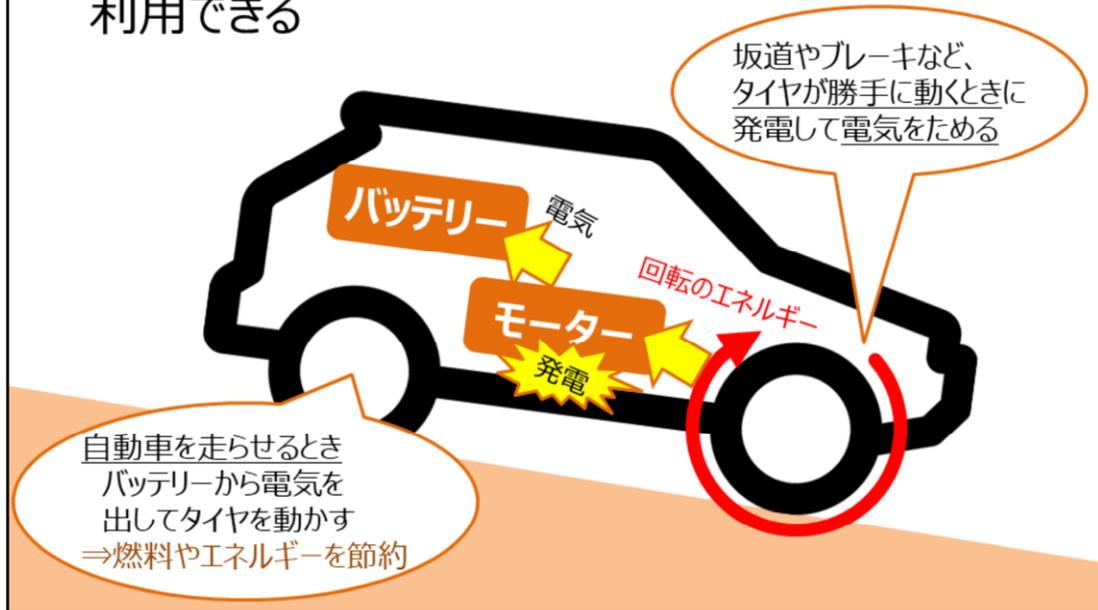
●次に、①のEVをご覧ください。EVは、ガソリンのかわりに電気を充電して走る自動車で、走行中に排気ガスを出しません。

●①と④の両方の機能を持つのが②のPHVであり、また、③のFCVはガソリンスタンドのように水素ステーションで水素を充填し、その水素で発電して走行します。

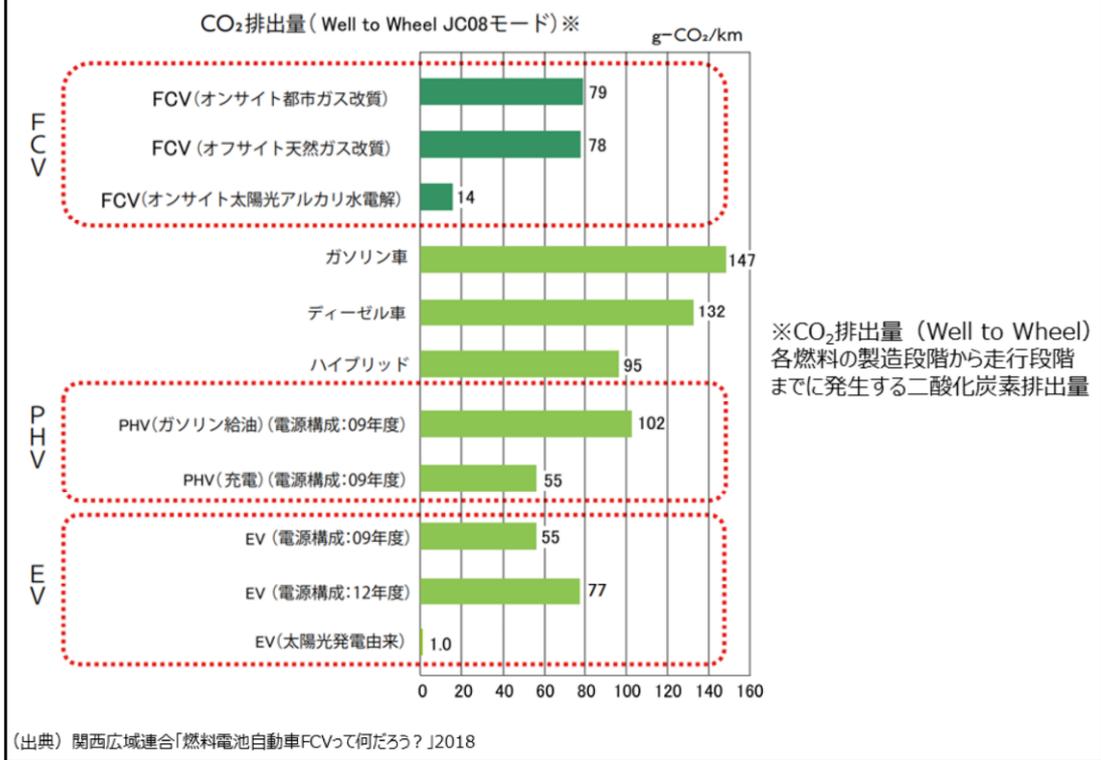
●これら4種類の車は、すべてバッテリーを持っており、電気で走ることができるので「電動車」といっています。なかでも、①②③は走行中の排出ガスがないので「ゼロエミッション車」といっています。

バッテリーがあると、なぜ効率がいい？

→自動車でも利用されていなかったエネルギーで発電し、利用できる



- バッテリーがあるとなぜ効率がいいのでしょうか。
- 坂道やブレーキなど、タイヤが勝手に動くときに、その回転のエネルギーで発電し、バッテリーにためておきます。
- 車を走らせるときは、逆にバッテリーから電気を出してタイヤを動かすので、その分、エネルギーを節約することができます。



●効率的にエネルギーを利用できるので、ガソリン車やディーゼル車と比較すると、CO₂排出量も少なくなります。

●お示している資料では、電動車はガソリン車より約30%以上、CO₂排出量が削減されています。

●電気を充電するEVやPHVについては、太陽光発電など再エネを利用すれば、さらに排出量が削減できます。

電動車の導入・利用を促進するため、
届出を要する事業者の規模を拡大するとともに、
車両の電動化に関する計画・報告を追加します



変更する項目

●対象とする事業者

- ・条例の「特定事業者」
- ①エネルギー使用量(原油換算値)が合計1,500kL/年以上である事業者
- ②連鎖化事業者のうち、府内に設置している加盟店を含む全ての事業所のエネルギー使用量が合計して1,500kL/年以上である事業者
- ③府内で一定規模以上の自動車(軽自動車を除く)を使用する事業者

↓ 対象の拡大

報告が必要となるのは軽自動車を除く保有台数が

- ・タクシー事業者 **75台以上**(改正前250台以上)
- ・その他の事業者 **30台以上**(改正前100台以上)

●重点対策項目

- ・「エコカーの導入」を「**ゼロエミッション車等の導入**」に変更 など

●計画・実績報告の追加

- ・乗用車の導入台数と電動車(種別)の内訳
- ・自動車の保有台数と電動車(種別)の内訳

③の届出要件のみ該当する事業者は、300㎡以上の事業所であっても事務所のエネルギー使用量の報告が不要に。
自動車の使用に係るエネルギー量の報告は必要。

自動車NOx・PM法の届出規模と同じに。
・同法の届出事業者は条例届出の提出を。
・法対策地域外の事業者も条例届出が必要。

●このように効率的にエネルギーを利用できる電動車の利用をさらに進めていただくため、今回、届出制度を変更いたします。

●まず、届出が必要となる事業者様の要件についてです。①②の1500kL以上使用の事業者様の要件は変更ありません。

●③の自動車使用の事業者様の要件については、軽自動車を除く台数について、「タクシー事業者様は250台以上のところを75台以上」、「そのほかの事業者様については100台以上のところを30台以上」と、届出が必要となる事業者様を拡大いたします。

●この30台以上という要件は「自動車NOx・PM法」の届出要件と同じですので、同法の届出をされている事業者様は、府条例の届出もどうぞよろしくお願いいたします。

●この①②③の事業者の皆様について、届出内容の一部変更をお願いいたします。

具体的には、現在の届出では「重点対策項目」に「エコカーの導入」がりましたが、これを「電動車の導入」に変更します。

また、自動車の台数などの届出内容も変更しますが、こちらは次のページで詳しくご説明します。

●なお、改正前の現在の届出では、③にのみ該当する事業者様、つまり、1500kLもエネルギーを使っていないけれど、自動車台数の要件だけで該当している、という事業者様については、面積が300㎡以上の事務所等について電気使用量などをご報告いただいておりますが、これからは不要になります。自動車で利用するエネルギー量のみをご報告いただくこととなります。

今までの様式

| エネルギーの種類 | 単位 | (2021)年度 | | | |
|----------|-----|------------|---------|--------|------------------|
| | | エネルギー使用量 | | 台数 (台) | |
| | | 数値 | 熱量 (GJ) | 総台数 | うち、軽自動車 を除く台数 |
| ガソリン | kL | | 0 | | |
| E3ガソリン | kL | | 0 | | |
| バイオガソリン | kL | | 0 | | |
| 軽油 | kL | | 0 | | |
| LPG | t | | 0 | | |
| 都市ガス | 千m3 | | 0 | | |
| その他 () | | | 0 | | |
| その他 () | | | 0 | | |
| その他 () | | | 0 | | |
| 合計 (GJ) | | | 0 | 0 | 0 |

●これが現在の改正前の様式です。

●燃料使用量と、自動車の保有台数をお書きいただいています。

届出の変更内容「自動車のエネルギー使用量と台数」

7

これからの様式

【保有台数】

※下表は例であり、今後変更する可能性があります

| 種類 | | | 年度末保有台数の総数 | | | |
|-----|--------------------------|---|------------------|-------|----------------|---------|
| | | | 当該年度 (2023) 年度 | | | |
| | | | うち | | | |
| | | | ハイブリッド自動車 | 電気自動車 | プラグインハイブリッド自動車 | 燃料電池自動車 |
| 乗用車 | 普通乗用車 (「3」ナンバー) | | | | | |
| | 小型乗用車 (「5」「7」ナンバー) | | | | | |
| 貨物車 | 軽乗用車(四輪) (「5」「7」ナンバー) | | | | | |
| | 普通貨物車 (「1」ナンバー) | | | | | |
| | 小型貨物車 (「4」「6」ナンバー) | | | | | |
| その他 | 軽貨物車(四輪) (「4」「6」ナンバー) | | | | | |
| | バス (「2」ナンバー) | | | | | |
| | 大型特種(特殊)自動車 (「9」「0」ナンバー) | | | | | |
| 合計 | 小型特種(特殊)自動車 (「8」ナンバー) | | | | | |
| | (軽除く) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (軽含む) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

本社・支所等が
保有する自動車の
合計台数(年度末時点)を記入
軽自動車もご記入ください

電動車の種類別に
内訳台数を記入

●こちらは、改正後の新しい様式です。まず、自動車の保有台数について、乗用車・貨物車などを区別し、電動車の内訳台数のご記入をお願いします。

●また、軽自動車をお持ちの場合は、その台数についてもご記入ください。

これからの様式

【導入台数】

※下表は例であり、今後変更する可能性があります

| 種類 | 年間導入台数の総数 | | 当該年度 (2023) 年度 | | | |
|-----|--------------------------|--------------------------|------------------|-------|------------------------|-------------|
| | うち | | ハイブリッド 自動車 | 電気自動車 | プラグイン ハイブリッド 自動車 | 燃料電池 自動車 |
| | 普通乗用車 (「3」ナンバー) | 軽乗用車(四輪) (「5」「7」ナンバー) | | | | |
| 乗用車 | 普通乗用車 (「3」ナンバー) | | | | | |
| | 小型乗用車 (「5」「7」ナンバー) | | | | | |
| | 軽乗用車(四輪) (「5」「7」ナンバー) | | | | | |
| 合計 | (軽除く) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (軽含む) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

本社・支所等が
その年度に導入(新規・更新等)した
自動車(乗用車)の合計台数を記入
軽自動車もご記入ください

電動車の種類別に
内訳台数を記入

- また、保有台数だけでなく、その年度に新たに導入した自動車の台数も、電動車の内訳とあわせてご記入をお願いいたします。

これからの様式

【自動車のエネルギー使用量】

※下表は例であり、今後変更する可能性があります

| エネルギーの種類 | 単位 | 当該年度（ 2023 ）年度 エネルギー使用量 | | 温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂) |
|----------|------|----------------------------|---------|---------------------------------------|
| | | 数値 | 熱量 (GJ) | |
| 電気(※1) | 千kWh | | 0.0 | 0.0 |
| 水素(※2) | kg | | - | 0.0 |
| ガソリン | kL | | 0.0 | 0.0 |
| 軽油 | kL | | 0.0 | 0.0 |
| LPG | t | | 0.0 | 0.0 |
| その他 | | | | |
| 合計 | | - | 0.0 | 0.0 |

(※1) ①・②号事業者は電気自動車に充電する電気は事業所の電気使用量に含まれるとみなし、「-」が自動表示されます。
③号事業者は「EV/FCV一覧」シートに記入した年間走行量等から自動表示されます。

(※2) 水素はCO₂排出量を算定しません。

次ページで説明

水素は「地球温暖化対策の推進に関する法律」と同様にCO₂排出量の算定の対象外としますが、使用量等については報告をお願いいたします

任意届出事業者は、ご提出いただく「エネルギーの種類」が一部に限られます

●燃料使用量については、いままでどおりガソリンや軽油の使用量をご記入ください。

●それに加え、自動車を使用する電気・水素の使用量もご記入をお願いします。

●電気・水素の使用量については、原則として自動車の走行距離から逆算した値をご報告いただきます。そのための計算シートについては、次のページでご説明します。

●ここでご説明したいことが2つあります。

●まず1つめ、電気使用量についてです。電気自動車は事務所で充電する場合がありますが、①②号の届出要件である1,500kL以上のエネルギー使用事業者様については、走行距離から算出した電気使用量をこの様式で計上し、これとは別の様式でご報告いただく事務所で電気使用量も計上すると、ダブルカウントされてしまいます。よって、1,500kL以上の事業者様については、この様式では電気使用量を計上しないこととし、自動的に「横線」を表示するようにします。

●また、燃料電池自動車に充填する水素については、法律でCO₂排出量を算定対象外としていますので、府条例でも同様の取り扱いとします。使用量自体はご記入をお願いするのですが、CO₂排出量は計上しないこととし、「横線」を自動表示するようにします。

届出の変更内容「自動車のエネルギー使用量と台数」

10

これからの様式

【EV/FCV一覧】

※下表は例であり、今後変更する可能性があります

| 2023年度 | | | | 年間走 | | | | | |
|--------|----------|------|----|----------------|----------|-----|-----------|-------|----|
| | | | | 【電気自動車(EV)】 | | | | | |
| | | | | 【燃料電池自動車(FCV)】 | | | | | |
| 番号 | ナンバープレート | | | 初度登録年月 | 自動車の種別 | 型式 | 車両総重量(kg) | 燃料種類 | 年 |
| | 使用の本拠 | 分類番号 | 文字 | | | | | | |
| 1 | 大阪 | 599 | さ | 2025 | 2022年12月 | 乗用車 | ZAA | 1,955 | 電気 |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| - | | | | | | | | | |

車検証から転記

| | | | | | |
|-----------|---------|--------|-----|-----------|-------------------|
| 年間走行距離の合計 | | 使用量の合計 | | CO2排出量の合計 | |
| 車(EV) | 3000 km | 0.5 | kWh | 0.174798 | t-CO ₂ |
| (FCV) | 0 km | 0.0 | kg | 0 | t-CO ₂ |

| 料種類 | 年間走行距離(km) | 新規or廃止 | 電気(kWh)・水素(kg)の使用量 | 電費等 | CO ₂ 排出係数(kg-CO ₂ /kWh) | CO ₂ 排出量(t-CO ₂) |
|-----|------------|--------|--------------------|-------|---|---|
| 電気 | 3,000 | 新規 | 498.0 | 166.0 | 0.351 | 0.174798 |
| | | | - | - | - | - |
| | | | - | - | - | - |
| | | | - | - | - | - |
| | | | - | - | - | - |

任意届出事業者は、このシートの提出は不要です

この様式は
③号事業者だけでなく、
①②号事業者
(1500kL以上使用)
もご記入ください
自動車を使う
電気使用量をご確認

- 電気・水素の使用量について、走行距離から逆算して算出するための様式です。
- 個々の自動車の走行距離と、自動車メーカーのカタログ記載などに記載された電費をご記入いただき、エネルギー使用量などを自動計算するものです。
- 先ほど申し上げたとおり、1,500kL以上の事業者様については、ここで計算される電気使用量は事業所の電気使用量とダブルカウントされてしまいます。このため、CO2排出量には計上しないのですが、このシートへのご記入により自動車を使用する電気使用量等が見える化し、事業所全体の省エネにお役だていただければと思います。

移動・輸送部門のゼロエミッション化・脱炭素化のため、
ご協力をお願いいたします



おおさか電動車

大阪自動車環境対策推進会議 電動車普及促進ロゴマーク

ご清聴ありがとうございました

- 自動車についても届出内容が変更され、皆様にお手数をおかけいたしますが、大阪府域の移動・輸送部門のゼロエミッション化・脱炭素化のため、ご協力をお願いいたします
- ご清聴ありがとうございました